

## ■ 子育て短期支援事業

### 1 事業の目的

保護者が、疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合や、経済的な理由で緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設（十勝学園 / 帯広市）において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

### 2 事業の実施

- (1) 平成 27 年 4 月により実施された子ども・子育て新制度について規定する、子ども・子育て支援法の第 59 条により法定化された事業であり、幕別町についても平成 27 年 4 月 1 日より施行。

子ども・子育て支援法（抜粋）

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 6 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業

#### (2) 利用対象

満 1 歳以上の児童

#### (3) 利用要件

- ・ 保護者の疾病
- ・ 育児疲れ、育児不安などの身体または精神上的事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、出張、学校などの公的行事への参加などの社会的事由

#### (4) 利用期間

- ・ 原則 1 回につき 7 日以内（延長可）

#### (5) 利用料金

区分	金額（満 2 歳未満）	金額（満 2 歳以上）
生活保護世帯	0 円	0 円
町民税非課税世帯	880 円	850 円
その他の世帯	4,300 円	2,350 円

#### (6) 事業委託先

児童養護施設十勝学園（帯広市）

#### (7) 委託料

- ・ 2 歳未満児（1 人あたり）：8,630 円/日
- ・ 2 歳以上児（1 人あたり）：4,720 円/日

### 3 利用実績（H27）

- (1) 利用者及び利用日数 延べ 7 人 15 日

内訳 2 歳未満児 8,630 円×11 日=94,930 円

2 歳以上児 4,720 円×4 日=18,880 円

(2)利用の理由について

疾病（2件）

育児疲れ、育児不安等の身体又は精神上の事由（3件）

出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由（2件）

4 子育て短期支援事業の実施状況（1市2町）

区分	帯広市	音更町	芽室町
利用対象者	・満1歳以上の児童	・町内に居住する満1歳以上から小学校修了前の児童	・満1歳以上の児童
利用要件	・保護者の疾病 ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなど身体上または精神上的の事由 ・出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由 ・冠婚葬祭、出張、学校などの公的行事への参加などの社会的事由	・保護者の疾病 ・育児疲れ、育児不安などの身体または精神上の事由 ・出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由 ・冠婚葬祭、出張、学校などの公的行事への参加などの社会的事由	・保護者の疾病 ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上または精神上的の事由 ・出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
利用期間	・原則1回につき7日以内	・1回につき7日以内	・児童1人当たり7日以内
利用料金	・生活保護世帯 満2歳未満：0円 満2歳以上：0円 ・町民税非課税世帯 満2歳未満：880円 満2歳以上：850円 ・その他の世帯 満2歳未満：4,300円 満2歳以上：2,350円	・生活保護世帯またはひとり親世帯であって市町村民税非課税世帯 満2歳未満：0円 満2歳以上：0円 ・市町村民税非課税世帯（上記を除く）またはひとり親世帯であって市町村民税課税世帯 満2歳未満：1,100円 満2歳以上：1,100円 ・その他の世帯 満2歳未満：2,800円 満2歳以上：1,500円	・生活保護世帯 満2歳未満：0円 満2歳以上：0円 ・町民税非課税世帯 満2歳未満：880円 満2歳以上：850円 ・その他の世帯 満2歳未満：4,300円 満2歳以上：2,350円
事業委託先	・児童養護施設十勝学園	・児童養護施設十勝学園	・児童養護施設十勝学園
委託料等	○利用実績に応じ支払する。	○利用実績に応じ支払する。	○利用実績に応じ支払する。
利用実績	H24年度45人、H25年度43人、H26年度77人、H27年度33人	※H26年度から事業開始 H26年度0人、H27年度2人	※過去の利用実績なし